

## 税務上の居住地国等のお届けについて

平成 29 年 1 月より「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税の特例等に関する法律」に基づき、当行を含む国内の金融機関では、お客さまが**口座開設等の対象となるお取引を行われる際に、お客さまから税務上の居住地国等を記載した「届出書」をご提出いただくこととなります。**

国内の金融機関は当該法令により、特定の非居住者の口座情報を所轄税務署長に報告し、当該金融情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることとなります。

### 1. 新たにお届けが必要となるお取引

- 預金・投資信託等の口座開設、保険商品のお申込み

\*平成 29 年 1 月 1 日以降のお取引開始分から対象となります。

### 2. お客さまにご対応いただきたくお手続きについて

#### (1) 税務上の居住地国等（\* 1）に関するお届け

お客さまの氏名・住所・生年月日等を確認させていただく際に、税務上の居住地国等に関するお届けをいただきます。

#### (2) 税務上の居住地国が外国に該当する場合の外国納税者番号のお届け

税務上の居住地国が外国に該当する場合は、外国の納税者番号に関するお届けをいただきます。

#### (3) 税務上の居住地国が日本以外の個人、法人及びその他の団体。また、個人が実質的支配者（\* 2）となっている一部の内国法人のお届け

一部の内国法人のお客さまで「実質的支配者の税務上の居住地国が日本以外」の場合は法人番号の記載、及び法人番号確認書類の提出が必要となります。また実質的支配者の情報も対象となります。

(\* 1) 居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。

(\* 2) 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。

ご不明な点は、窓口担当者までお問合せ下さい。

また、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でもご案内致しています。